

全国初

奨励金を最大 10 年間
給付します！！

事業者の皆様へ



“カーボンニュートラル” 低炭素社会

愛知県東郷町

令和13年3月まで

の実現に取り組む事業者の 設備投資 を支援します

東郷町低炭素社会の実現に取り組む事業者の設備投資促進条例 令和5年4月施行

自動車産業は、「CASE」と呼ばれる 100 年に 1 度の変革期にあり、カーボンニュートラルに向けて、自動車の電動化へ大きく舵が切られています。

本町は、カーボンニュートラルの実現に向けて事業転換や技術開発等のための設備投資を促進することにより、企業の存続や雇用の維持及び創出を図る事業者を支援します。

奨励内容

・償却資産取得奨励金

カーボンニュートラルに係る設備等の取得費の 1/2 を奨励金として交付

・新設又は増設促進奨励金

取得した設備（償却資産）に係る固定資産税相当額を奨励金として交付

（町内の工場等に導入した場合）

※詳細は裏面に記載

全 国 初 の 内 容

償却資産に係る固定資産税の相当額を奨励金として最大 10 年間給付！！

町内に本社があれば町外の工場（県内に限る）に対する設備投資も対象！！

対象事業者

町内に本社又は工場等を所有する又は新たに進出する事業者のうち、下記の事業を営む事業者

- ・自動車産業（電気自動車及び燃料電池自動車）
- ・蓄電池産業（電気自動車及び燃料電池自動車に搭載する蓄電池）
- ・水素産業（自動車及びエネルギー関連）
- ・半導体産業（製造装置、検査装置及び材料等）
- ・カーボンリサイクル産業（二酸化炭素を分離、回収し、多様な炭素化合物として利用するもの）

償却資産取得奨励金額

設備の導入先 事業者の種類		町内に所有する又は新設する 工場等	町外に所有する又は新設する 工場等
町内に本社及び 工場等を所有する者	中小企業者	投下固定資産総額の1/2に相当する額 又は1,000万円のうちどちらか低い額	投下固定資産総額の1/2に相当する額 又は100万円のうちどちらか低い額
	それ以外	投下固定資産総額の1/2に相当する額 又は2,000万円のうちどちらか低い額	
町内に本社のみ を所有する者	中小企業者	—	
	それ以外	—	
町内に工場等の みを所有する者	中小企業者	投下固定資産総額の1/2に相当する額 又は1,000万円のうちどちらか低い額 ※カーボンニュートラルに係る設備を導入する場合、町内へ本社移転を伴う場合は、500万円を加算する	—
	それ以外	投下固定資産総額の1/2に相当する額 又は2,000万円のうちどちらか低い額 ※カーボンニュートラルに係る設備を導入する場合、町内へ本社移転を伴う場合は、500万円を加算する	

※投下固定資産総額とは、カーボンニュートラルに係る設備等の導入に要した費用のうち、償却資産の取得費の合計額をいう。

【お問合せ】

東郷町企画政策部 産業振興課 商工係

TEL : 0561-56-0741 E-Mail : tgo-sangyo@town.aichi-togo.lg.jp